農業の担い手確保について

大西　勝巳　議員

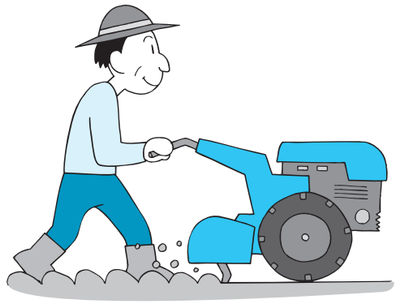

問 平成18年度から経営安定対策が導入され、集落営農の特定農業団体、法人、認定農業者等の担い手を対象とした施策が講じられます。担い手確保の取組みについて私は行政機関としての役目を果たすよう何回も述べてきました。つきましては、担い手の現在数と増加情況を伺います。

答 産業循環政策部長
現在、認定農業者数125人、特定農業団体2団体を中心とした地域農業のあり方を協議・調整を行っています。また、自ら集落営農組織の設立・再編・法人化を指向して活動しようとしている積極的な集落営農推進リーダーの育成に、16集落23名の皆さんが取組んでおられます。

問 地域再生マネージャー事業について
昨年10月地域再生マネージャー事業委託が締結され、環境保全型農業、森林、林業の再生、観光振興、人づくり仕事づくりの4テーマでスタートし、事業推進がされていると思いますが、それらの業務内容について進捗状況を伺います。

答 企画部長
地域再生マネージャー事業は、3ヵ年を目処に計画を進めております。平成17年度は現状調査と課題分析・研究が主であり、すでに雪室や鹿肉の研究、「びわ湖里山観光特区」の推進等、動きかけている事業がありますが、平成18年度、19年度において、より具体的な事業の取り組みを進めます。

陸上自衛隊今津駐屯地第五大隊移転に伴う対策について

梅村　彦一　議員

問 第五大隊が姫路駐屯地に移転したことに伴い、地域に及ぼす経済的な影響には計り知れないものがあります。その対策について関係機関に対し、要望活動にご一緒させていただいておりますが、昨今の防衛予算の削減、隊員の定数の削減等、現実として厳しいものを感じざるを得ません。こうしたものでの第五大隊移転に伴う当市に及ぼす経済的ダメージには相当なものがあると思うが、その額は如何ほどか、地域の商売人からも昨今の経済不況に追い討ちをかけるものと嘆きの声を耳にします。これら対策として、関連機関に対し強力な要望活動を展開していかなければならないと考えるが、具体策を問う。

答 企画部長
本年3月に、昭和40年に駐屯した第三特科連隊第五大隊が、組織改編により姫路駐屯地に移転され、家族の方も含めると約200名の人口減少となり、今津駐屯地第2営舎周辺は閑散とした状況です。市勢のバロメータの一つである人口に関し、今津自衛隊の隊員総数が大きく減少することは、周辺地域はもとより市の財政にとりましても大きな影響を受けています。こうした中、先に市長および市議会で、常駐部隊の配置等について、防衛当局に対し強く要望いただきました。今後におきましても、市議会のご支援をいただきながら、常駐部隊の配置ならびに隊員の復元増員等について、更なる要請・要望活動を継続強化してまいります。

人影がない今津駐屯地

その他の質問
◆有料広告事業収入のその後の取り組みについて
◆営業開発室の取り組みについて

土地利用計画の策定について

石田　哲　議員

問 一、高島市全域を見渡した土地利用計画の策定は企業誘致の面、観光開発の面、生活環境保護の面など、あらゆる角度から検討された「高島市都市計画図」として策定されなければならないと考えます。この計画図を基に施策の展開をしなければならないと思うことから、執行部の考え方やその取り組みについて問う。
二、平成18年度滋賀県が全県民対象に「琵琶湖森林環境税」を徴収します。基金積立後の運用を計画していますが、高島の素晴しい自然を維持するため徹底した森林の整備を行い山を守る事が里を守り湖を守る事になるとの考えから、その利用方法を早急に立案すべきと考え執行部の考えを問う。

樹令50年枝打ちされた朽木の森林

答 企画部長
先に実施した土地利用に関するアンケート調査の意向をもとに、保全と活用の場を明確にし、計画的な土地利用の構想を定めます。また、地域を形成する資源や土地の特性を活かした企業誘致等各分野の効果的な土地利用等について、具体的な方向性・考え方を整理し、高島市の土地利用調整計画の策定を進めます。

答 産業循環政策部長
間伐等の作業には多くの危険性がありますが、ボランティアでお願いする部分、プロの山林作業従事の方々にお願いする部分、しっかりしたシステムを山林所有者の方々のご理解を得て構築をしていきたいと考えます。

その他の質問
◆山を守り里に伊吹を吹き込み琵琶湖をよみがえらせる「里山再生計画」について
◆琵琶湖環状線開通式典事業に関連する写真展について

地方交付税・見直しと指定管理問題の確認を問う！

林　弘　議員

問 政府与党による地方交付税見直しの動きが加速してきました。深刻な国の財政の改善を優先させて地方側に過度な負担を求めながら地方財政の自立を促進する方針であります。これに対応する諸問題の中で重要な位置を占める指定管理者問題を問います。市有財産である多くの施設を指定管理者に任す事になるこの制度導入の中で、行政の責任と権限は明確化されているのか、受側である指定管理者の責任と権限は確実な契約がなされているのか、契約外の細部に亘る検討はできているのか、合併が進んでいる市内各町の観光協会の統合による指定管理者の一本化問題への対応は検討されているのかを問う。

答 総務部長
公の施設に係る指定管理者制度は、民間活力の活用による行政組織のスリム化と管理経費の縮減等を目的に計画推進してきており、現在のところ当市の公の施設418施設の内、今定例市議会への上程分を含め62施設で導入しております。
こうした中で、当市と指定管理者との責任と権限等については、指定時に締結する基本協定において根幹的な取り決めを行っているほか、管理運営上必要な細部については、毎年度の年度協定において協議調整することとしております。
なお、市内6観光協会の合併問題に関連して、合併した場合に夫々の受託する施設の取り扱い等については、基本的に統合後の組織に引き継がれるべきものと考えております。

「たいさんじ風花の丘」施設の全景